議案第５９号

木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年１１月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

（木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第1条　木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年木祖村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の175」の次に「、12月に支給する場合には100分の180」を加える。

第2条　木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180」を「100分の177.5」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

2　改正後の木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定を適用する場合には、第1項の規定による改正前の木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年木祖村条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第5条　（略） 2　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の175を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） 3　（略）	（期末手当） 第5条　（略） 2　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） 3　（略）

木祖村議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年木祖村条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第5条　（略） 2　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） 3　（略）	（期末手当） 第5条　（略） 2　前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の177.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） 3　（略）